

令和5年4月10日

教職員のみなさんへ

教育学部附属小学校でのいじめ重大事態への対応について

国立大学法人 茨城大学
学 長 太田 寛行

このたび、教育学部附属小学校（以下、附属小）で発生したいじめの重大事態の対応に関する報道が多数ありました。教職員のみなさんも記事を見て動揺を覚えたことと思います。

今回の事態は、附属小で発生したいじめの重大事態について、いじめ防止対策推進法においては重大事態と認知してから速やかに文部科学省に報告することが求められているにも関わらず、その報告が約15ヶ月も遅れてしまったというものです。

なお、報道された内容に関わる事実と今回の報道に至った経緯の説明については、4月7日に大学のホームページで公開しました。

■本学教育学部附属小学校のいじめ事案への対応に係る報道について

<https://www.ibaraki.ac.jp/generalinfo/information/2023/04/07011950.html>

本件にあたっては、附属小において被害児童及び保護者に謝罪を行いました。あわせて本日、大臣をはじめとする文部科学省の幹部のもとを訪れ、説明と謝罪を行いました。

ホームページに掲載した説明にもあるとおり、今回の事態の要因には、附属小及び教育学部においていじめ防止対策推進法などの法令・諸制度への認識が不足していたこと、及びそうした状況を法人として速やかに把握できていなかったことがあります。

附属小の現場教員のみなさんは、今回のいじめの事案に関して、これまでも児童たちのケアを第一に考え、教育的配慮をもってあたってきたと理解していますし、現在もすべての児童たちのケアに努めていただいています。しかしながら、法令を遵守した対応が組織的にできていなかったというのは、当然あってはならないことです。ましてや、教員を養成する教育学部において、いじめ防止・対策に関する法令への認識が不足しており、十分な対応ができていなかったことについては、遺憾にたえません。

児童・生徒・学生たちの中にはこうした事態を招いた学校・大学の状況に不安を感じる方もいると思いますし、今回のことにより、本学に対する社会からの信頼も大きく損なってしまっています。また、教職員のみなさんにおいても大学運営のあり方に懸念をもたれたと思います。そのことについて、学長として本当に申し訳なく思っています。

本件については、今後は大学法人に第三者調査委員会を速やかに設置し、附属小の中で起こったいじめの事案の解明だけでなく、附属小、教育学部、大学法人といったそれぞれの階層内での対応及び三者間の連絡における問題点を徹底的に検証して、再発防止に全力を尽くしていきます。

一方で、法令遵守や、リスク対応にあたっての組織的な対応は、言うまでもなく全ての教職員が自分ごととして捉えるべきことです。社会からの信頼の回復と、児童・生徒・学生の安全・安心な学修・学生生活の環境構築が、私たち大学の構成員の一人ひとりの意識と行動にかかっているということを、改めて認識して業務に当たっていただきますようお願いいたします。

引き続き教職員のみなさんのご理解、ご協力をお願いいたします。